



令和5年度

松本市労働行政の概要

松本市 産業振興部 労政課

松本市民憲章

(昭和 52 年 10 月 24 日議決)

松本市は、北アルプスの山なみと城の風姿に象徴される美しいまちです。

私たちは、このふるさとに誇りをもち、幸せで豊かなまちづくりをめざして、つぎの三つの願いを貫きます。

- 松本市民は、おたがいの連帯感をつよめ、自由と自治を尊重しましょう。
- 松本市民は、人間性をつちかう教育を重んじ、文化をたいせつにしましょう。
- 松本市民は、自然を愛し、まちの緑とすんだ川を守りましょう。

目 次

| | 頁 |
|----------------------------------|----|
| 1 機構、目標、事務分掌 | |
| 経過 | 1 |
| 機構、労働行政の目標 | 2 |
| 事務分掌 | 3 |
| 2 一般会計予算と労働関係予算 | 3 |
| 3 市内の勤労者 | |
| (1) 事業所数及び従業者数 | 4 |
| (2) 労働力人口等 | 4 |
| (3) 最低賃金 | 5 |
| (4) 有効求人倍率の推移 | 5 |
| (5) 障害者法定雇用率 | 6 |
| (6) 障害者法定雇用率が適用される民間企業の企業規模別雇用状況 | 6 |
| 4 令和5年度事務事業の概要 | |
| (1) 技能功労者褒賞事業 | 6 |
| (2) 労働教育・労働相談事業 | |
| 労働教育、職業・労働相談 | 7 |
| 勤労者心の健康相談、若者職業なんでも相談 | 8 |
| 労働相談支援事業 | 8 |
| 労働情報の提供 | 9 |
| (3) 勤労者福祉事業 | |
| 勤労者資金融資 | 10 |
| 松本地区労働者福祉協議会の育成、建設国民健康保険の育成 | 10 |
| 一般財団法人松本市勤労者共済会の育成 | 11 |
| 中小企業退職金共済制度の整備拡充、特定退職金共済制度の助成 | 11 |
| 勤労者住宅建設資金融資利子補給、健康経営の普及啓発 | 12 |
| (4) 雇用対策事業 | |
| 仕事と家庭の両立促進事業 | 12 |
| 障害者雇用促進報奨、新社会人激励のつどい | 13 |
| 雇用促進機関等の育成及び事業支援 | 13 |
| 就職氷河期世代支援事業 | 13 |
| 女性活躍推進事業 | 14 |
| (5) 人材育成事業 | |
| 松本市ものづくり人材育成連絡会 | 14 |
| (6) 労働関係懇談会 | |
| 市長と労働団体との懇談会 | 15 |
| (7) 松本市勤労者福祉施設の管理運営 | |
| 松本市勤労者福祉センターの管理運営 | 16 |
| 松本市勤労会館の管理運営 | 17 |
| トライあい・松本 | 18 |
| 附 令和5年度労政関係当初予算書 | 19 |
| 労働行政関係機関 | 22 |

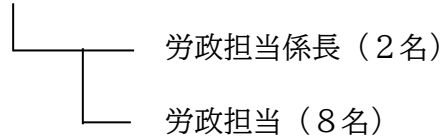
1 機構、目標、事務分掌

経過

| | | |
|-------|-----|---|
| 昭和39年 | 4月 | 商工課に労政係を設置 |
| 昭和47年 | 4月 | 長野県松本勤労者福祉センターが開設され、松本市が管理・運営を受託したことを契機として労政課が発足 松本市働く婦人の家開設 |
| 昭和47年 | 7月 | 松本市勤労者互助会設立 (平成2年5月松本市勤労者共済会に名称変更) |
| 昭和48年 | 5月 | 松本市勤労青少年ホーム開設 |
| 昭和60年 | 12月 | 松本市勤労会館開設 |
| 平成7年 | 7月 | ファミリーサポートセンター開設 |
| 平成10年 | 2月 | 労働相談コーナー設置(高齢者職業相談室併設) |
| 平成11年 | 3月 | 長野県松本勤労者福祉センターにエレベーター設置 |
| 平成11年 | 4月 | 機構改革により、勤労青少年ホーム、働く婦人の家(現在のトライあい・松本)は中央公民館へ、ファミリーサポートセンター事業は児童福祉課(現在のこども育成課)へ移管となる。 |
| 平成13年 | 4月 | 機構改革により経済部となる。 |
| 平成14年 | 4月 | 勤労者心の健康相談室開設 |
| 平成15年 | 4月 | 適職発見探索ルーム開設 |
| 平成17年 | 4月 | 松本市勤労者共済会を法人化し、財団法人松本市勤労者共済会を設立 |
| 平成18年 | 4月 | 機構改革により商工観光部となる。 |
| 平成20年 | 8月 | 平成24年度に長野技能五輪全国大会が松本市を主会場として開催することが決定。労政課が主管課となる。 |
| 平成21年 | 7月 | 労働相談コーナーを「職業・労働相談室」と改め、2階へ設置 |
| 平成24年 | 4月 | 適職発見探索ルームを若者職業なんでも相談に名称変更 |
| 平成24年 | 10月 | 第50回技能五輪全国大会が松本市と諏訪市で開催される。 |
| 平成25年 | 4月 | 財団法人松本市勤労者共済会が一般財団法人へ移行 |
| 平成25年 | 7月 | 松本市ものづくり人材育成連絡会設立 |
| 平成28年 | 3月 | 長野県松本勤労者福祉センターの耐震改修工事を実施 |
| 平成29年 | 4月 | 健康産業・企業立地課より、健康経営に関する業務が移管される。 |
| 平成30年 | 3月 | 長野県松本勤労者福祉センターの大規模改修工事を実施 |
| 平成30年 | 4月 | 長野県松本勤労者福祉センターが長野県から松本市に移管となり、「松本市勤労者福祉センター」に改称 |
| 平成31年 | 4月 | 生涯現役促進地域連携事業開始 |
| 令和3年 | 4月 | 機構改革により産業振興部となる。 |
| 令和4年 | 3月 | 生涯現役促進地域連携事業終了 |
| 令和4年 | 11月 | 就職氷河期世代支援事業開始 |
| 令和5年 | 4月 | 女性活躍推進事業開始 |

機 構

市長 — 副市長 — 産業振興部長 — 労政課長



労働行政の目標

新型コロナウイルス感染拡大から3年が経過しましたが、行動制限が緩和されて以降、国内経済は緩やかに持ち直しコロナ禍前の水準に回復しつつあります。一方、ロシアのウクライナ侵攻などによる原材料価格の高騰や円安による輸入物価の上昇は、家計と企業の活動に大きな影響を与えており、先行きが不透明な状況にあります。

このような中、令和5年3月末時点における松本公共職業安定所管内の有効求人倍率は1.65倍で、前年同月比で0.15ポイント上回る結果となりました。コロナ禍の影響や依然として存在する雇用のミスマッチ（求人側が求める職業能力や職業意識、経験、年齢等といった条件と、求職者側の希望するこれらの条件が合わない）といった問題は継続してありますが、企業側の体制も回復傾向にあることから徐々に改善が進んでいます。

法改正の面では、平成30年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が令和元年度から順次施行されており、法改正の要点となっている「時間外労働の上限規制」も、令和2年度から中小企業にも適用されました。併せて、「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」として、「パートタイム労働法」、「労働契約法」、「労働者派遣法」の改正も行われたことで、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができることを目指すものとしています。

企業にとっては、既存の就業規則の見直しや、雇用形態の見直しが必要であり、これらの法改正に適正に対応できるよう、関係機関と連携して周知に努めています。

このような情勢を踏まえ、市の労働行政では、現在積極的に推進している「健康経営」の普及など、一連の雇用環境を注視し、時代に即した施策を打ち出していくことが必要と考えます。

また、引き続き、働きたいという意欲のある者の誰もが、自分の希望する時期まで働き続けることができる社会が構築できるよう、次の項目を目標に、雇用対策、健全な労使関係の確立、勤労者福祉の向上、男女の雇用均等化、多文化共生、労働関係法令の周知等を図り、各種関係機関と連携して積極的な労働行政を推進していきます。

- ① 女性や高齢者、外国人、障害者を含む雇用の安定
- ② 男女を問わず仕事と家庭の両立可能な就業環境づくり
- ③ 技術・技能・ものづくり尊重気運の醸成と若年技能者の発掘育成
- ④ 労働条件の改善や格差縮小による安心して働き生活できる環境の確立
- ⑤ 就業・労働環境・メンタルヘルス等に関する相談事業の充実
- ⑥ 中小企業における福利厚生の実施、健康経営の普及促進
- ⑦ 雇用対策と働き方改革の推進

事務分掌

- 雇用・労使に関すること。
- 職業・労働相談、心の健康相談、労働教育に関すること。
- 勤労者資金融資及び勤労者福祉事業の支援に関すること。
- (一財)松本市勤労者共済会の育成に関すること。
- 中小企業の雇用対策及び退職金制度拡充に関すること。
- 健康経営の普及促進に関すること。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進に関すること。
- 高齢者・障害者・女性・不安定労働者の雇用対策に関すること。
- 技能五輪全国大会と人材育成に係ること。
- 公的労働関係機関、及び労働団体等との連絡調整に関すること。
- 松本市勤労者福祉センター及び松本市勤労会館の管理運営に関すること。

2 一般会計予算と労働関係予算

| 年 度 | 一般会計当初予算(A) (千円) | 労働関係予算(B) (千円) | 割合(B)／(A) (%) |
|-----|---------------------|-------------------|------------------|
| 令和元 | 88,010,000 | 226,190 | 0.26 |
| 令和2 | 89,510,000 | 152,060 | 0.17 |
| 令和3 | 101,160,000 | 145,620 | 0.14 |
| 令和4 | 103,389,000 | 137,040 | 0.13 |
| 令和5 | 102,100,000 | 147,860 | 0.14 |

3 市内の勤労者

(1) 事業所数及び従業者数

| | 事業所数 | 従業者数(人) |
|-------|-----------|------------|
| 全 国 | 5,995,257 | 61,935,849 |
| 長 野 県 | 102,548 | 1,006,782 |
| 松 本 市 | 13,442 | 129,890 |

資料：令和3年経済センサス活動調査

(2) 労働力人口等

| 項 目 名 | | 松 本 市 (県内順位) | 長 野 県 |
|--------|-------|--------------|-----------|
| 労働力人口 | 人数(人) | 122,895 (2位) | 1,069,616 |
| | 割合(%) | 59.7 (51位) | 60.6 |
| 就 業 者 | 人数(人) | 118,889 (2位) | 1,034,281 |
| | 率(%) | 57.8 (53位) | 58.6 |
| 完全失業者 | 人数(人) | 4,006 (2位) | 35,335 |
| | 率(%) | 3.26 (26位) | 3.30 |
| 女性就業者 | 人数(人) | 53,922 (2位) | 469,405 |
| | 率(%) | 51.0 (45位) | 51.5 |
| 高齢者就業者 | 人数(人) | 19,511 (2位) | 113,804 |
| | 率(%) | 29.3 (63位) | 30.6 |

資料：令和2年国勢調査

《参考》

- ・労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの
- ・就 業 者：「従業員」と「休業者」を合わせたもの
- ・完全失業者：次の3つの条件を満たすもの ①就業者ではない ②仕事があればすぐ就くことができる ③調査期間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた

(3) 最低賃金

正規、非正規、派遣、パート、臨時などの雇用形態にかかわらず、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。(派遣労働者の場合には派遣先の最低賃金を適用)

| 種 別 | 時間額 | 発効日 | 適 用 業 種 等 | 適用除外業種 |
|----------------|------|----------|--|--|
| 長野県地域別最低賃金 | 908円 | R4.10.1 | 特定(産業別)最低賃金が適用されないすべての労働者に適用 (産業別最低賃金の該当業種であっても、18歳未満又は65歳以上の者、雇用後6カ月未満で技能習得中の者、清掃等の軽作業、熟練を要しない作業等の場合には、産業別最低賃金の適用が除外され、地域別最低賃金が適用される。) | |
| 長野県特定(産業別)最低賃金 | 945円 | R4.12.14 | 計量器・測定器・分析機器・試験機・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業 | 測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 |
| | 956円 | R4.12.16 | はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業 | ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(糸手編機械製造業を除く)及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 |
| | 910円 | R4.12.31 | 各種商品小売業 | |
| | 908円 | R4.10.1 | 印刷、製版業 | |

資料：長野労働局

(4) 有効求人倍率の推移 (各年度3月数値)

| 年 度 | 全 国 | 長 野 県 | 松本職安管内 |
|-----|------|-------|--------|
| 令和元 | 1.38 | 1.39 | 1.38 |
| 令和2 | 1.10 | 1.25 | 1.21 |
| 令和3 | 1.22 | 1.45 | 1.50 |
| 令和4 | 1.32 | 1.51 | 1.65 |

長野労働局 松本公共職業安定所

(5) 障害者法定雇用率

| 機 関 等 | | 法定雇用率 (R 3. 3. 1 改正) |
|---------------------------|---------|----------------------|
| 民間企業 | 一般の民間企業 | 2. 3 % |
| | 特殊法人等 | 2. 6 % |
| 国・地方公共団体 (都道府県等の教育委員会) | | 2. 5 % |

(6) 障害者法定雇用率が適用される民間企業の企業規模別雇用状況 (長野県内)

()内は前年

| 企業規模 (人) | 企業数 | 常用労働者 (人) | 障害者数 (人) | 実雇用率 (%) | 達成企業 割合(%) |
|--------------------|------------------|--------------------------|----------------------|----------------|----------------|
| 50 以上 100 未満 | 957 (975) | 61,484.5 (63,167.0) | 1,441.5 (1,432.0) | 2.34 (2.27) | 58.8 (55.6) |
| 100 以上 300 未満 | 612 (597) | 96,442.0 (95,051.0) | 2,242.5 (2,241.5) | 2.33 (2.36) | 58.0 (62.0) |
| 300 以上 500 未満 | 101 (104) | 37,053.5 (37,951.5) | 827.5 (816.5) | 2.23 (2.15) | 53.5 (50.0) |
| 500 以上 1,000 未満 | 75 (73) | 49,929.5 (48,127.0) | 1,133.0 (1,011.0) | 2.27 (2.10) | 57.3 (39.7) |
| 1,000 以上 | 27 (29) | 71,685.0 (72,798.0) | 1,706.5 (1,763.5) | 2.38 (2.42) | 51.9 (58.6) |
| 合 計 | 1,772 (1,778) | 316,594.5 (317,094.5) | 7,351.0 (7,264.5) | 2.32 (2.29) | 58.1 (56.8) |

長野労働局 障害者雇用状況報告 令和4年6月1日現在

4 令和5年度事務事業の概要

(1) 技能功労者褒賞事業

長年、技能労働者として、技術の向上、後継者の育成等、業界の発展に功績顕著で、他の模範と認められる方々を褒賞します。

【褒賞基準】

年齢 60 歳以上で、同一職種の経験年数 30 年以上を有し、技術の向上、後継者の育成等を通じて、指導的立場にある方です。

対象職種

大工 石匠 左官 造園師 畳師 建具工 建築塗装工 鳶職 建築板金工
瓦工 タイル技能工 ブロック建築技能士 鉄構士 電気技能士 配管技能士
表具師 印章彫刻師 漆器工芸師 製靴職 製菓技術師 調理師 家具工
寝具製作工 染色美術師 桶製造師 理容師 美容師 鋸目立師 時計修理師
工芸品彫刻工 座敷箒製造工 宝飾師 洋服工 洋裁士 和裁士
クリーニング師 自転車モーター整備士 木型工 食肉技術専門士 写真師
その他これらに準ずる者として市長が特に必要と認めた方

【褒賞式典】

11月23日（勤労感謝の日）に式典を開催し、褒状及び技能功労章を贈り褒賞します。
褒賞者の推移

| 年 度 | 職種数（職種） | 褒賞者数（人） |
|------|---------|---------|
| 平成30 | 7 | 9 |
| 令和元 | 11 | 16 |
| 令和2 | 4 | 5 |
| 令和3 | 3 | 4 |
| 令和4 | 4 | 6 |

(2) 労働教育・労働相談事業

労働教育

労働諸法、労働経済情勢などの学習の場として、長野県との連携により、中信地区労働フォーラム（労働問題専門講演会、労働教育講座等）を開催し、労働者の意識向上に努めています。

令和4年度中信地区労働フォーラム開催状況

- ア 令和4年10月19日「労働契約等解説セミナー2022」
COCORO 社会保険労務士法人 特定社会保険労務士 齋藤 直登 氏
- イ 令和5年2月7日「職場のハラスメント防止」
㈱コミュニケーションズ・アイ 代表取締役 伊藤 かおる 氏

職業・労働相談

仕事をお探しの方を対象とした就職相談をはじめ、雇用、賃金、労働時間、職場のトラブルなど労働問題全般について、担当の相談員が相談に応じます。

相談日 毎週水曜日 ※祝日は除く
9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

相談件数の推移

単位：件

| 年 度 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 職業相談 | 1,353 | 5 | 5 | 4 | 6 |
| 労働相談 | 172 | 109 | 98 | 82 | 111 |
| 合 計 | 1,525 | 114 | 103 | 86 | 117 |

※ハローワーク求人票閲覧（就業相談）については、平成30年度まで相談員を介して行っていたが、令和元年度から自由閲覧としている。

※相談日は、平成30年度まで相談員常駐対応のため週5日。令和元年度以降は特定日のみ対応としたため月4日。（令和元年度は月2日）

勤労者心の健康相談

仕事や職場での強い不安、悩み、ストレス等を抱える方を対象に、専門の相談員（産業カウンセラー・心理カウンセラー等）が相談・助言を行います。

相談日 毎月5回 ※祝日は除く

（原則）第1木曜日の8：30～11：30

第2、第4月曜日の13：00～16：00 第2、第3木曜日の13：00～17：00

| 年 度 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|---------|------|-----|-----|-----|-----|
| 相談件数(件) | 156 | 123 | 127 | 78 | 123 |

若者職業なんでも相談

若い未就業者やフリーター等を対象に、専門の相談員（キャリアカウンセラー）が、就職・資格取得などについて相談・助言を行います。

相談日 毎月2回 ※祝日は除く

（原則）第1土曜日10：00～14：00、第4金曜日13：00～17：00

| 年 度 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|---------|------|-----|-----|-----|-----|
| 相談件数(件) | 55 | 48 | 47 | 64 | 87 |

労働相談支援事業

仕事や日常生活の悩み・労使間トラブルなどの解決を図るため、弁護士・司法書士・社会保険労務士が相談に応じているNPO法人に、委託して行っている相談事業です。平成16年度に、緊急地域雇用創出特別事業として国庫補助を受けて開始し、平成17年度からは松本市単独事業として継続しています。

（委託先） NPO法人ユニオンサポートセンター

相談受付件数と内容分類

単位：件

| 年 度 | 労使関係 | 金銭関係 | 不動産 | 家庭関係 | その他 | 合 計 |
|------|-------|------|-----|------|-----|-------|
| 平成30 | 3,074 | 149 | 148 | 198 | 432 | 4,001 |
| 令和元 | 2,980 | 145 | 100 | 137 | 446 | 3,838 |
| 令和2 | 3,307 | 108 | 60 | 154 | 636 | 4,265 |
| 令和3 | 3,288 | 96 | 53 | 142 | 435 | 4,014 |
| 令和4 | 3,041 | 88 | 72 | 128 | 407 | 3,736 |

労働情報の提供

労働諸情勢の動きや制度・法改正等を掲載した「労政まつもと」の発刊を行います。

【労政まつもと】 年3回発行 発行部数 各1,000部

令和4年度の発行内容

| 発行日 | 主 な 記 事 内 容 |
|---------------------|--|
| R4. 6.30 (第153号) | <ul style="list-style-type: none">・2022「新社会人激励のつどい」開催・第93回メーデー開催・松本市奨学金返還支援事業補助金のお知らせ・長野県就業支援デスク緊急就業サポート事業 |
| R4.10.25 (第154号) | <ul style="list-style-type: none">・令和4年度技能奉仕活動の実施・長野県最低賃金が“908円”に引上げ・令和4年10月から雇用保険料率(労働者負担・事業主負担)変更・オンライン合同企業説明会、参加企業募集 |
| R5. 2.15 (第155号) | <ul style="list-style-type: none">・第50回技能功労者褒章式典開催・第60回技能五輪全国大会・長野県特定(産業別)最低賃金のお知らせ・働き方改革セミナー |

(3) 勤労者福祉事業

勤労者資金融資

勤労者の生活の安定と福祉の向上に資するため、長野県労働金庫松本支店と協調して、資金融資を行います。

融資対象者： 組織労働者の場合は、労働金庫会員であること。

未組織労働者の場合は、(一財)松本市勤労者共済会会員又は松本地区暮らしサポートセンターの会員であること。

対象資金： 教育、医療、慶弔、災害、生活資金

※生活資金のうち、事業資金、海外旅行資金、投資投機的資金、転貸資金、遊興費等不健全な資金、旧債務返済資金は対象外

融資条件（令和5年3月31日現在）

| 融資限度額 | 返済期間 | 償還方法 | 利率 | 信用保証 |
|-------|-------|--------|--------------------------|------|
| 300万円 | 10年以内 | 元利均等償還 | 固定年 1.98%~ 変動年 1.68%~ | 有 |

※利率は自動車に関する資金の場合

勤労者資金融資の推移

| 区分 | | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 当年度 | 件数 | 5 | 1 | 8 | 2 | 1 |
| | 金額(千円) | 6,130 | 1,600 | 15,150 | 4,500 | 1,730 |
| 年度末 残高 | 件数 | 67 | 38 | 32 | 26 | 15 |
| | 金額(千円) | 30,640 | 19,902 | 26,491 | 21,720 | 15,142 |

松本地区労働者福祉協議会の育成

労働者の各種福祉事業（メーデー、体育大会、文化厚生事業、就職支援事業等）を行っている労働者福祉協議会に補助金を交付し、労働者福祉の充実を図っています。協議会は、地域内の組織・未組織を問わず、広範な労働者福祉活動の推進を目的としています。

構成団体

連合長野松本広域協議会、松本地区労働組合会議、中信地区労働組合協議会、長野県中立労働組合連合会中信地区連絡会、松本地区労働組合連合会、中信地区友愛連絡会、松本地区高齢退職者連合、松本地区高齢者退職者の会、長野県労働金庫松本支店、全労済長野県本部松本支所、長野県労働者住宅生活協同組合松本事業所、NPOユニオンサポートセンター、その他労福協の目的達成に必要と認められた団体

建設国民健康保険の育成

建設事業者の労働組合が行っている健康保険制度に対し、その事務費の一部を補助して、いわゆる一人親方や小規模事業者の安全・安心の充実を図っています。

補助金交付先：松本建設労働組合、松筑建設労働組合

一般財団法人松本市勤労者共済会の育成

中小企業に働く労働者の福利厚生充実を図るため、市が昭和47年に事務局を労政課内に置き松本市勤労者互助会（平成2年から松本市勤労者共済会）を設立しました。

設立以来、当会の健全な運営を図るため、本市は補助金を交付し支援しています。

なお、当会は平成25年4月一般財団法人に移行し、組織の強化と団体の発展に向け様々な事業に取り組んでいます。

事業内容

- ア 生活安定事業 共済金給付、生活資金融資や中小企業退職金共済の利用促進など
- イ 福利事業 バスツアー、各種チケットやレクリエーション施設利用補助など
- ウ 健康維持増進事業 人間ドック補助、健康教室など
- エ 自己啓発事業 各種教養講座、法律相談など

<令和5年度4月1日現在の加入状況>

事業所数 1,410事業所 会員数 7,584人

中小企業退職金共済制度の整備拡充

中小零細事業所の退職金制度を整備拡充するために、国（独立行政法人勤労者退職金共済機構）の中小企業退職金共済制度への加入を促進し、支援しています。

市の掛金補助制度の概要

| 対象事業所 | 補助の対象 | 補助期間 | 補助率 | 補助限度額 |
|-------------------------|--------------------------------------|------------------|----------|--------------|
| 常時雇用する従業員数が100人を超えない事業所 | 新規加入事業所 (既加入事業所においては従業員を追加加入した場合) | 各従業員について加入月から1年間 | 月額掛金の20% | 月額 1,000円 |

補助の推移

| 区 分 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業所数(事業所) | 252 | 256 | 274 | 289 | 284 |
| 人 数 (人) | 808 | 871 | 815 | 902 | 863 |
| 金 額 (千円) | 4,894 | 5,312 | 5,196 | 5,661 | 5,321 |

特定退職金共済制度の助成

松本商工会議所の特定退職金共済制度に加入する事業主に対し、掛金の一部を補助します。補助金額については、中小企業退職金共済制度に対する補助金額と同じです。

補助の推移

| 区 分 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業所数(事業所) | 106 | 108 | 110 | 103 | 111 |
| 人 数 (人) | 358 | 320 | 321 | 268 | 281 |
| 金 額 (千円) | 1,466 | 1,436 | 1,469 | 1,216 | 1,299 |

勤労者住宅建設資金融資利子補給

勤労者の住宅建設を促進するため、労働金庫から融資を受けて市内に住宅を新築または増改築した場合、利子の一部を補助します。

(交付対象者) 毎年1月1日から12月31日までの間に、長野県労働金庫から融資を受けて市内に住宅を新築(購入を含む)または増改築した勤労者です。

補給率

| 対象限度額 | 借入期間 | 補給率 | 補給限度額 |
|----------------|----------|--------------|---------|
| 借入額の内 300万円 | 5年を超える場合 | 5年間の利子総額の20% | 60,000円 |
| | 5年以下の場合 | 借入期間利子総額の10% | 30,000円 |

補給状況の推移

| 区分 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 件数(件) | 108 | 113 | 111 | 80 | 56 |
| 金額(千円) | 2,338 | 2,274 | 2,395 | 1,587 | 978 |

健康経営の普及啓発

勤労者の活力向上や医療費の適正化を目的に、企業が従業員の健康づくりを経営課題と捉え健康増進に努める「健康経営」の取り組みが求められています。松本市では、主として中小企業に対して健康経営の普及啓発を実施し、セミナーの開催や市職員による企業訪問などの取り組みを進めています。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

令和4年度の実施状況

ア 企業訪問90社実施

イ 健康づくりチャレンジ宣言申請企業19社達成

(4) 雇用対策事業

仕事と家庭の両立促進事業

少子高齢化と人口減少の急速な進行により、仕事と生活の調和が社会的な課題となる中、仕事と家庭の両立可能な就業環境を整えることが、男女を問わず必要となっています。

松本市では平成19年度から、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催、両立支援制度や先進企業の紹介、企業や労働者に対する啓発活動など、仕事と家庭の両立を促進するための事業に取り組んでいます。

令和4年度の実施状況

ワーク・ライフ・バランス推進セミナー

開催日 令和5年3月13日(月)

演題 「育児介護休業法の改正により企業に求められること
～従業員の離職を防ぐための御社と社会全体への投資～」

講師 長野労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進指導官 北原 江理 氏

参加者 38名

障害者雇用促進報奨

公共職業安定所の紹介により、新たに障害者を雇用した事業所の事業主を表彰し、記念品を贈ります。従業員300人以下の企業で、法定雇用率を達成していることが条件です。

報奨事業所数等の推移

| 区 分 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|-----------|------|-----|-----|-----|-----|
| 事業所数(事業所) | 26 | 21 | 16 | 21 | 18 |
| 雇用人数(人) | 33 | 41 | 51 | 44 | 47 |

新社会人激励のつどい

松本市内の企業に新規就職した若者を歓迎、激励するため、松本市・松本商工会議所・松本青年会議所・松本公共職業安定所・松本地区雇用福祉協議会の共催により、毎年4月上旬に激励会を開催しています。

開催状況

| 区 分 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|-----------|-------|------|-----|------|------|
| 開 催 日 | 4月10日 | 4月9日 | — | 4月9日 | 4月8日 |
| 事業所数(事業所) | 25 | 29 | — | 21 | 25 |
| 参加人数(人) | 197 | 219 | — | 104 | 100 |

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、中止

雇用促進機関等の育成及び事業支援

ア 松本地区雇用福祉協議会の育成

中小企業の雇用対策のため労働関係機関や学校等との情報共有化を図り、また労働者の福祉向上対策、産業労働事情視察などを行い、労働諸問題に対処している当協議会を助成します。

イ 雇用啓発事業

未就職者や失業者の雇用促進を図るため、商工会議所の事業を支援・助成します。

ウ 職業訓練校の育成

若年技能後継者育成を目的として、県の認定した職業訓練校の育成と振興を図るため助成します。

就職氷河期世代支援事業

雇用環境が厳しい時期に就職活動をしたため、不安定な仕事に就いたり、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方々がいます。

就職氷河期世代の活躍の場を広げられるように、就労に係る相談事業を実施します。

女性活躍推進事業

雇用における人員・人材不足が懸念される中、結婚や育児により離職した女性の再就職など、貴重な労働力の確保に期待が寄せられています。

社会的ニーズが高まるデジタル人材の育成により、女性の就労や活躍の場を支援します。

(5) 人材育成事業

松本市ものづくり人材育成連絡会

技能五輪全国大会の開催を契機に、次代に繋がる人材育成施策として、学校、経済団体や行政などで構成する連絡会組織。平成25年7月24日に設立し、構成団体で連携をとりながら地域産業を担う若年者の育成や地元への就職、産業に必要な人材の確保など、総合的に人材育成を支援します。

ア 進路情報誌「中学生が体験！松本の『ものづくり』」の制作

若年者への技能尊重気運や日本の産業を支える「ものづくり」に若い世代に職業として関心を持ってもらうため、ものづくり系の企業で職場体験した市内の中学2年生に体験の感想や指導いただいた企業の代表者から中学生へのメッセージを取材し、編集した冊子の作成。

- (ア) 部数 7, 200部
- (イ) 特集取材人数 2名
- (ウ) 職場体験企業 12社
- (エ) 職場体験取材実施校 4校

イ 企業見学会 参加希望者数が開催人数に達しなかったため、開催中止

ウ 出前講座

令和4年度開催状況

- (ア) 日 時 令和4年11月17日(木)、18日(金) 源池小学校
- (イ) 内 容 3年生児童を対象にものづくりマイスターを講師として椅子を製作

エ 技能五輪全国大会(全国青年技能者技能競技大会)

令和4年度開催内容

- (ア) 日程 令和4年11月4日(金)～7日(月)
- (イ) 場所 千葉県(幕張メッセ他、全13会場)
- (ウ) 競技職種数 全41職種
- (エ) 松本市出場選手 3名(職種:建築大工、西洋料理、レストランサービス)
- (オ) 松本市成績 入賞者なし

オ 連絡会構成団体(学校等)が実施する技能奉仕活動への支援

令和4年度の実施状況

松本技術専門校(建築科)が実施

- (ア) 実施日 令和4年 9月5日(月)
12月5日(月)
- (イ) 内 容 松本駅前公園
開智公園の木製ベンチの補修

カ 関係団体への支援・共催など

(6) 労働関係懇談会

市長と労働団体との懇談会

この懇談会は、松本地区労働者福祉協議会に加入する労働6団体からの要請に基づき年1回行っているもので、松本市の重要施策について労働団体に説明し意見や感想を伺うとともに、労働団体からの市政に対する要望や提言などについて意見交換を行い、相互の理解と協調を図ろうとするものです。

令和4年度の開催状況

ア 開催日：令和4年11月29日（火）

イ 懇談項目・職場でのメンタルヘルス、ハラスメントに関わる問題への対応について

- ・医療従事者への継続的な支援のお願い
- ・学童保育への援助を
- ・カスタマーハラスメント（悪質クレーム）対策の推進について
- ・働き方の面からも選ばれる松本を目指すため、労働団体&行政が何をどう進めるか

(7) 勤労者福祉施設の管理運営

松本市勤労者福祉センターの管理運営

松本市勤労者福祉センターは、勤労者の皆さんの福利厚生、文化教養の向上と勤労意欲の増進を図るための施設として、長野県が昭和47年4月に「長野県松本勤労者福祉センター」として開設したものです。

平成30年4月に長野県から松本市に移管され、市営施設としてリニューアルオープンしました。

所在地：松本市中央4丁目7番26号

規模：構造 鉄筋コンクリート地上3階建

建築面積 1,484.50 m²

延床面積 3,138.43 m²

敷地面積 5,220.43 m² (駐車場 69 台可)

総事業費 2億5千万円

工期 着工：昭和46年3月2日 竣工：昭和47年3月10日

開設：昭和47年4月1日 (長野県松本勤労者福祉センター)

開館時間：午前9時～午後9時30分

休館日：毎月第1・第3火曜日、年末年始 (12月29日～1月3日)

施設内容 (令和5年4月1日現在)

| 施設 | 面積 (m ²) | 定員 (人) | 施設 | 面積 (m ²) | 定員 (人) |
|------------|----------------------|--------|----------------|----------------------|--------|
| (貸館部分) | | | (共有部分等) | | |
| 大会議室 1F | 540.0 | 306 | 玄関ホール | 180.0 | |
| 託児室 // | 36.0 | | ロビー | 54.0 | |
| 2-1 会議室 2F | 144.0 | 72 | 事務室 1F | 120.4 | |
| 2-2 会議室 // | 144.0 | 72 | 図書室 3F | 36.0 | |
| 2-3 会議室 // | 36.0 | 18 | 機械室 | 72.0 | |
| 2-4 会議室 // | 54.0 | 24 | 変電室 | 36.0 | |
| 2-5 会議室 // | 72.0 | 54 | | | |
| 2-6 会議室 // | 54.0 | 24 | | | |
| 和室 // | 35.0 | 20~30 | | | |
| 3-1 会議室 3F | 144.0 | 72 | (貸付部分) | | |
| 3-2 会議室 // | 72.0 | 54 | 式助 | 161.7 | 64 |
| 3-3 会議室 // | 216.0 | 132 | (一財) 松本市勤労者共済会 | 36.0 | |

使用状況の推移

| 区 分 | | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|-------------|------|---------|---------|--------|---------|---------|
| 使用件数（件） | | 4,856 | 5,114 | 4,215 | 4,999 | 5,631 |
| のべ使用者数（人） | | 188,674 | 185,376 | 93,813 | 116,662 | 125,362 |
| 収 入 （千円） | 使用料金 | 16,467 | 15,184 | 10,062 | 14,448 | 17,218 |

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため4月18日から5月21日まで休館

松本市勤労会館の管理運営

勤労者の福祉向上と研修及び教養を高める施設として松本市が建設し、松本市勤労者福祉センターと一体的に管理運営を行っています。

所在地：松本市中央4丁目7番22号

施設概要：構 造 鉄筋コンクリート2階建

建築面積 1 階 281.37 m²

2 階 301.89 m²

合 計 583.26 m²

敷地面積 561.90 m²

総事業費 1億180万円

開 設：昭和60年12月1日

開館時間：午前9時～午後9時30分

休 館 日：毎月第1・第3火曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

施設内容（令和5年4月1日現在）

| 施 設 等 | | 面 積(m ²) | 使 用 団 体 等 |
|------------------|----------|----------------------|--------------------|
| 専 用 部 分 | 第1会議室 1F | 73.55 | （会議室として貸館予定 定員45人） |
| | 第2会議室 // | 29.14 | 松本地区労働組合連合会 |
| | 第3会議室 // | 99.04 | 松本地区労働組合会議 |
| | 第4会議室 2F | 76.27 | （会議室として貸館 定員45人） |
| | 第5会議室 // | 59.35 | （会議室として貸館 定員24人） |
| | 第6会議室 // | 95.60 | 連合長野松本広域協議会 |
| 共 用 部 分 | | 150.31 | （廊下・階段・ロビー・便所・湯沸室） |
| 合 計 | | 583.26 | |

使用状況の推移

| 区 分 | | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|-------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 会議室使用件数（件） | | 308 | 345 | 245 | 494 | 694 |
| のべ使用者数（人） | | 5,029 | 5,612 | 2,717 | 5,080 | 7,460 |
| 収 入 （千円） | 会議室分 | 368 | 438 | 350 | 858 | 1,364 |
| | 事務室分 | 634 | 676 | 2,303 | 2,050 | 1,827 |
| | 計 | 1,002 | 1,114 | 2,653 | 2,908 | 3,191 |

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため、4月18日から5月21日まで休館

トライあい・松本

トライあい・松本は、主に労働者等の福祉の増進を図るため、必要な指導、講習、実習等を行うとともに、休養、レクリエーションのための便宜を供与すること、また、男女共同参画社会の形成に向けて、男女が共に活動し学び合う施設です。

所 管 課：人権共生課

所 在 地：松本市中央4丁目7番28号

施設概要：構 造 鉄筋コンクリート2階建

建築面積 計 1,053.06 m²

敷地面積 1,595.32 m²

施設内容：1階 事務室、ロビー（図書コーナー）、相談室、教養室、託児室、料理実習室、工作室

2階 大会議室、研修室、和室、1号会議室、2号会議室

利用対象者：市内に居住する労働者、一般勤労家庭の方及び市内の事業所に勤務する方
その他市長が特に必要と認めた方

開 館：昭和47年4月1日

開館時間：午前9時～午後10時

休 館 日：年末年始（12月29日～1月3日）

事業内容：ア 講座の開催

イ その他諸事業（発表会等）

令和5年度 労政関係当初予算

一般会計予算総額 102,100,000千円 (A)

労働費総額 147,860千円 (B)

(トライあい・松本の予算を含む)

$(B) / (A) \times 100 = 0.14 \%$

| 区 分 | 事務事業名 | 事務事業の概要 | 予算 (千円) |
|-------------------------|----------------------|---|------------|
| 1 技能功労者褒賞事業 (240千円) | (1) 技能功労者褒賞 | 長年、技能者として、技術の向上や後継者の育成などを通じて、業界の発展に功績顕著な者を褒賞する。 | 240 |
| 2 労働相談事業 (540千円) | (1) 職業・労働相談 | 賃金、雇用、失業、内職、労働争議等、労働問題全般にわたる相談、及び、UIJ ターン事業における職業相談等に応じる。 | 540 |
| 3 勤労者福祉事業 (38,000千円) | (1) 勤労者資金融資預託金 | 労働金庫の金融基盤を強化し、労働者の金融対策の円滑化を促進する。 また、勤労者の生活安定と福祉の向上に資するため、労働金庫と協調し、資金融資を行う。 | 20,000 |
| | (2) 勤労者文化厚生事業 | 松本地区労働者福祉協議会が行う、メーデー、体育、文化、厚生事業等の推進のため助成する。 | 3,700 |
| | (3) 建設国民健康保険組合補助金 | 松本建設労組、松筑建設労組に対し、建設国保に係る事務費の一部を補助する。 | 550 |
| | (4) (一財)松本市勤労者共済会の育成 | 市内の中小企業の従業員と事業主を対象に、共済金給付、生活資金融資、保養施設の利用、レクリエーション等の福利厚生事業を行う共済会に補助を行い育成する。 | 4,870 |
| | (5) 勤労者住宅建設資金融資利子補給 | 勤労者の住宅建設を促進するため、労働金庫から融資を受けて市内に住宅を新築又は増改築した場合、利子の一部を補給する。 | 2,150 |

| 区 分 | 事務事業名 | 事務事業の概要 | 予算 (千円) |
|------------------------|------------------------|---|------------|
| | (6) 中小企業退職金共済掛金補助と加入促進 | 国の中小企業退職金共済制度への新規加入者に対し、掛金の20%を補助し当制度への加入援助施策を進める。 | 5,310 |
| | (7) 特定退職金共済掛金補助と加入促進 | 全国商工会議所が実施する共済制度に事業主負担で加入した場合、その掛金に対し、20%を補助する。 | 1,420 |
| | (8) 健康経営普及促進事業 | 企業が従業員の健康づくりを経営課題と位置づけて取り組む「健康経営」を、主に中小企業に対して普及促進する。 | 0 |
| 4 雇用対策事業 (14,950千円) | (1) 勤労者心の健康相談事業 | 仕事や職場でメンタル面の悩みを抱える勤労者とその家族、会社関係者からの相談を、専門の相談員を配置し対応する。 | 1,150 |
| | (2) 若者職業なんでも相談事業 | 学卒後に就職できなかった方、失業中の方、転職を考えている方等とその家族からの相談を、専門の相談員を配置し対応する。 | 580 |
| | (3) 就職氷河期世代就労相談 | 就職氷河期世代と呼ばれる雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎え、様々な課題に直面している方々を支援する。 | 1,350 |
| | (4) 女性活躍推進事業 | 社会的ニーズが高まるデジタル人材の育成により、女性の就労や活躍の場を支援する。 | 4,830 |
| | (5) 障害者雇用促進報奨 | 市内在住の障害者を雇用した従業員300人以下の事業所で、法定雇用率を達成した事業主を表彰する。 | 60 |
| | (6) 労働相談支援事業 | 仕事や日常生活の悩み・労使間トラブルなどの相談に対し、専門の相談員を置くNPO法人への委託事業として対応する。 | 4,880 |
| | (7) 新社会人激励のつどい | 地元企業に新規就職をした若者を歓迎、激励するため、商工会議所等と共催で実施する。 | 300 |
| | (8) 雇用福祉協議会の育成 | 中小企業の雇用対策、福祉対策等労働諸問題に対処するため、協議会の育成を図る。 | 650 |
| | (9) 雇用啓発事業 | 未就職者や失業者の雇用促進を図るため、商工会議所の事業を支援・助成する。 | 180 |
| | (10) 職業訓練校の育成 | 技能労働者育成のため、認定職業訓練の施設拡充、運営等に対し助成する。 | 900 |

| 区 分 | 事務事業名 | 事務事業の概要 | 予算 (千円) |
|---------------------------------|----------------------|---|------------|
| | (1) 仕事と家庭の 両立促進事業 | 企業における仕事と家庭の両立可能な就業環境の整備が必要となっているため、その啓発を目的に企業や勤労市民に向け、ワーク・ライフ・バランスの促進、セミナーやPRを実施する。 | 0 |
| | (2) 労働教育 | 労働諸法、労働経済情勢等について学習の機会を設け、労働者の意識向上に努める。 | 60 |
| | (3) 労働情報の提供 | 春闘結果、夏季、年末一時金の妥結状況、労働諸情勢の動向等を中心に、勤労市民ニュース「労政まつもと」の発行や労働関係図書を購入し、労使の参考にする。 | 10 |
| 5 その他労政事業 (1,860千円) | (1) 市長と労働団体との懇談会 | 市長と松本地区労働者福祉協議会に加盟する労働6団体の代表とが、労働関係の諸問題や、労働団体からの要望事項などについて協議・懇談を行い、相互理解を図る。 | 0 |
| | (2) ものづくり人材育成事業 | 技能五輪全国大会の開催を契機に、次代に繋がる人材育成施策として、地域産業の将来を担う若年者の育成や地元への就職、及び産業に必要な人材確保など、総合的に人材育成を支援する。 | 1,860 |
| | (3) 労働資料作成 | 「労働行政の概要」を作成する。 | 0 |
| 6 労働関係施設の 管理運営 (22,690千円) | (1) 松本市勤労者福祉センター | 勤労者の福祉増進に寄与することを目的として、勤労者の文化、教養、いこいの場として提供する。 | 18,630 |
| | (2) 松本市勤労会館 | 市内に働く勤労者の福祉向上と研修及び教養を高める場を提供する。 | 4,060 |

※ 一般職の人員費分は除いて作成

労働行政関係機関

| | |
|---|--|
| 長野労働局 | 〒380-8572 長野市中御所1-22-1 TEL026-226-0865 |
| 松本労働基準監督署 | 〒390-0852 松本市大字島立1696 TEL0263-48-5693 |
| ハローワーク松本 (公共職業安定所) | 〒390-0828 松本市庄内3-6-21 TEL0263-27-0111 |
| 長野県 産業労働部 労働雇用課 | 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 TEL026-235-7118 |
| 長野県 産業労働部 人材育成課 | 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 TEL026-235-7199 |
| 長野県 松本地域振興局 商工観光課 | 〒390-0852 松本市大字島立1020 TEL0263-40-1932 |
| 長野県 中信労政事務所 | 〒390-0852 松本市大字島立1020 TEL0263-40-1936 |
| 長野県 松本技術専門学校 | 〒399-0011 松本市寿北7-16-1 TEL0263-58-3158 |
| ジョブカフェ信州 (長野県若年者就業サポートセンター) | 〒390-0815 松本市深志1-4-25 TEL0263-39-2250 |
| ポリテクセンター松本 (独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機 構長野支部 長野職業能力開発促進センター 松本訓練センター) | 〒399-0011 松本市寿北7-17-1 TEL0263-58-2905 |
| 松本商工会議所 | 〒390-8503 松本市中央1-23-1 TEL0263-32-5355 |
| 松本地区労働者福祉協議会 | 〒390-0841 松本市渚1-2-1 TEL0263-26-6029 |

労政課の相談事業

| 事業名 | 内容 | 実施日 | 相談場所 |
|-----------------|--|---|--|
| 若者職業 なんでも相談 | 学卒後に就職できなかった方や、 おおむね40歳くらいまでのフリー ター、転職を希望されている方、職 場での人間関係や適応など職業に関 するさまざまな相談に産業カウンセ ラー等が応じます。 | 月2回 原則として 第1土曜日 第4金曜日 | 松本市勤労者福祉センター 3階 図書室 電話：35-6286 (労政課) |
| 勤労者心の 健康相談 | ・気持ちが落ち込み気力が出ない ・夜中に目が覚めて眠れない ・他人の視線や言動が気になる ・職場や家庭のことで悩みがある など 上記のような職場や家庭での悩 み、不安を抱えている人に、産業カ ウンセラーや心理相談員等が相談を お受けします。 | 月4回 原則として 第1木曜日 第2月曜日 第2木曜日 第3木曜日 第4月曜日 | 松本市勤労者福祉センター 3階 図書室 電話：35-6286 (労政課) |
| 職業・労働相談 | 求人票の閲覧や求人情報提供の 他、労働問題全般について専任の相 談員が対応します。 | 水曜日 | 松本市勤労者福祉センター 職業・労働相談室 電話：35-6286 |
| 生活・労働相談 | 仕事や労使間トラブルをはじめ、 日常生活全般の悩みについて、担当 の相談員が対応します。 | 月～金曜日 | NPOユニオンサポート センター (松本市勤労会館1階) 電話：39-0021 |
| 就職氷河期世 代就労相談 | 雇用環境の厳しい時期に学校卒業 期を迎え、不安定な仕事に就いた り、無業の状態にあるなど、様々な 課題に直面している方々のための就 労支援を行います。 | 第1金曜日 第2火曜日 第3金曜日 第4火曜日 | 松本市勤労者福祉センター 3階 図書室 電話：35-6286 (労政課) |

令和5年度 松本市労働行政の概要

令和5年6月30日発行

編集発行 松本市産業振興部 労政課

〒390-0811 松本市中央4丁目7番26号

TEL (0263)35-6286 (直通)

FAX (0263)88-7669
